

て

平川教育長： それでは、第1号議案、令和元年広島県議会9月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： それでは、第1号議案、令和元年広島県議会9月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見につきまして御説明を申し上げます。

令和元年広島県議会9月定例会に提案される教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条によりまして、知事から教育委員会に対しまして意見を求められておりますので、これに同意する旨の回答をすることにつきまして提案するものでございます。

今回、議会に提案されます教育委員会関係の議案につきましては、資料の1枚目の中ほどに記載してございます(1)から(3)までの3件でございます。資料に沿って順番に御説明いたします。

まず、1ページをお願いいたします。「成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例案」についてでございます。これは、法改正によりまして、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置が見直されたことを踏まえ、関係条例の規定を整備するものでございます。

教育委員会関係の条例につきましては、「2 関係条例の改正内容」の「1 職員の給与に関する条例」、「2 職員の退職手当に関する条例」及び「3 特別職の退職手当に関する条例」につきまして、地方公務員法の改正により、成年被後見人等に該当する者となったことが地方公務員の失職事由から除かれたことなどに伴いまして、規定の整理等を行うものでございます。

こちらの施行期日につきましては、令和元年12月14日となっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。「広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例案」についてでございます。これは、現行の「広島県高等学校等奨学金制度」を拡充し、入学に必要な経費の一部を貸し付ける制度を新たに設けるため、必要な改正を行うものでございます。

「2 現行制度の課題」に記載をしてございますとおり、経済的に困難な状況にある児童生徒への支援につきましては、小・中学校段階においては入学前及び在学中の経済的支援を行っており、また、大学生等につきましては、令和2年4月から、授業料等の減免や給付型奨学金を交付する制度を創設し、入学時、在学時の経済的支援を講じているところでございます。

一方で、高校生等を対象とした支援につきましては、これまでも授業料の負担が軽減される就学支援金や、非課税世帯の生徒を対象に学用品費等を給付する奨学給付金、また、毎月一定額を貸し付ける広島県高等学校等奨学金など、在学中の支援はあるものの、入学時の支援につきましては十分ではない状況にございました。このため、「3 改正の内容」に記載してございますとおり、この度、広島県高等学校等奨学金を拡充し、経済的に困難な状況にある生徒に対しまして、制服代や教科書代、入学金など、高等学校等の入学の際に必要な経費の一部を貸し付ける「入学準備金」を創設することとしております。

「入学準備金」とは、具体的には高等学校等へ入学しようとしている者に対し、5万円、10万円又は15万円のうち希望する額を高等学校等へ入学前、つまり中学校等3年生の2～3月に貸し付けるものでございます。

募集につきましては、中学校等の3年生を対象に、例年秋に実施しております「予約募集」において毎月貸し付ける奨学金である修学奨学金と同時に行うこととし、貸付の要件、償還等も修学奨学金と同様の扱いとしてございます。

施行期日は公布の日としており、令和2年度に入学しようとしている者から貸し付けることとしております。

続きまして、4ページをお願いいたします。「高等学校等奨学金特別会計の補正予算案」についてでございます。

資料の下方、点線囲みの枠内の「要求内容」といたしましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、経済的に困難な状況にある生徒に対しまして、高等学校等入学準備に

係る経費の貸付を行うものでございまして、補正額は1億800万円余でございます。この補正事業の財源といたしましては、「(1)歳入」の説明欄に記載をしておりますとおり、前年度繰越金を活用することとしてございまして、補正後の歳入総額は、「教育委員会会計」の欄にございますとおり、3億7,000万円余でございます。歳出予算につきましても、「(2)歳出」の「教育委員会会計」の欄にございますとおり、3億7,000万円余でございます。

以上が今回提案されます教育委員会関係の議案でございます。教育委員会の関係課が確認し、内容に問題がないことから、同意することが適当であると考えております。

私からは以上です。どうぞよろしく願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

細川委員： 貸付額が5万、10万、15万と3種類ございますが、貸付を希望される方がその金額を選ばれるのでしょうか。

江原総務課長： 御本人の希望によって選んでいただくという形になります。

細川委員： その際、明細については求められるのでしょうか。

江原総務課長： それについては問わないということでございます。

中村委員： 奨学金貸付条例の趣旨はよく分かりましたが、この条例案を見ると、入学に必要な経費の一部が入学準備金ということなのですが、2ページ目の資料ですね、2の下線部の「入学に係る費用については」という、この表現がどうしても誤解させるというか、いわゆる入学金がまずぱっと思い浮かぶのですが、入学金は先ほど、別な議案で免除ということになったわけですね。今後も県議会等で説明されるのであれば、この「入学に係る費用」というのは少し分かりにくくさせるかなという気がしますので、もう少し具体的にというか、せめて入学に必要な経費の一部ということで書かれた方が良いかなと思います。

江原総務課長： 御指摘のとおりでございますので、混乱がないように調整したいと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。